

福岡県公報

令和3年3月5日
第180号

目次

告示(第228号-第248号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の占用の制限	(道路維持課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	9
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	9
公 告		
○落札者等の公示	(薬務課)	9
○落札者等の公示	(薬務課)	10
○落札者等の公示	(薬務課)	10
○落札者等の公示	(薬務課)	11
○落札者等の公示	(薬務課)	11
○落札者等の公示	(薬務課)	12
○落札者等の公示	(薬務課)	12
○落札者等の公示	(薬務課)	12
○落札者等の公示	(薬務課)	12
○落札者等の公示	(薬務課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	14
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	16
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	18
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	22
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	23
○意見募集の結果の公示	(生活衛生課)	23
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	23
○令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について	(建築指導課)	23
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	24
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	25
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開		

(建築指導課) ……………25

○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開

(建築指導課) ……………26

選挙管理委員会

○福岡県知事選挙の執行に係る選挙人名簿の登録について

(市町村支援課) ……………26

○福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録について

(市町村支援課) ……………26

○福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業

者及び政見放送の回数 (市町村支援課) ……………27

○福岡県知事選挙における政見放送において手話通訳士による手話通

訳を付して政見を録画することができる放送事業者 (市町村支援課) ……………27

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

及び答申の公表 (障がい福祉課) ……………27

告 示

福岡県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第185号福岡広域都市計画下水道事業志免公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

志免町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業志免公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から令和5年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成29年3月福岡県告示第185号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年3月福岡県告示第242号福岡広域都市計画下水道事業那珂川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

那珂川市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業那珂川公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年2月8日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成30年3月福岡県告示第242号の事業地中次の地内において変更する。

那珂川市 恵子三丁目の一部

大字恵子字岸ノ上の一部

大字五郎丸字扇前、字前田、字サヤノ本、字カイマイ及び字ムタタの各一部

大字道善字九ノ坪、字蓑添、字六ノ坪及び字岸ノ上の各一部
大字後野字大万寺裏の一部
大字山田字山城及び字新飼の各一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第146号福岡広域都市計画下水道事業春日公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業春日公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年2月23日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成29年3月福岡県告示第146号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第184号福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可し

たので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和51年1月10日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成29年3月福岡県告示第184号の事業地中次の地内において変更する。
筑紫野市 大字筑紫及び大字下見の各一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第232号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月18日農林水産省告示第971号（5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第233号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林及び重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年4月28日農林水産省告示第866号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに北九州市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第234号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条

の規定により告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年8月6日農林水産省告示第1544号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに北九州市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉小石原線	朝倉市黒川3840番2先から 朝倉市黒川3845番1先まで

福岡県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	船小屋 停車場 水田線	筑後市大字常用905番1先から 筑後市大字常用902番4先まで

福岡県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年2月福岡県告示第184号福岡広域都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和2年2月福岡県告示第184号の事業地中次の地内において変更する。

福岡市 西区橋本二丁目及び戸切二丁目の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡県告示第899号太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

太宰府市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業太宰府公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年1月22日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条

の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
行居167	オリーブ歯科医院	行橋市泉中央八丁目1-1-102	R3・2・1	居管・予居管
大生介老5	介護老人保健施設ぶらいえ	大牟田市大字田隈830-1	R3・1・1	通り・短療・老保・予通り・予短療

福岡県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
朝支1	たちあらいケアプランサービス	朝倉郡筑前町山隈842-1 太刀洗病院弘医荘1階	R3・2・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
------	-----	-------	-------

み介25	江崎内科外科医院	みやま市高田町原1047	R2・12・26
大介371	濱保医院	大牟田市駛馬町31	R2・12・31
大野介歯135	白木原歯科	大野城市白木原一丁目1-55	R2・12・31
田川介歯122	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原549-3	R2・12・31
大野介薬12	中央薬局4丁目店	大野城市南ケ丘二丁目1-23	R2・12・31
八女介薬22	そうごう薬局八女店	八女市津江547-13	R2・12・31
宰居74	訪問看護ステーションはるか太宰府店	太宰府市大字通古賀4-4-16-102	H29・9・1
飯居260	訪問介護ステーション蛭	飯塚市高田1000-1	H31・3・31
飯居267	デイサービスセンター蛭	飯塚市高田1000-1	H31・3・31
田居144	暖家の丘第2デイサービスセンター	田川市大字位登927-1	R1・6・30
朝倉居48	デイサービスセンター和楽	朝倉市秋月野鳥681	H29・1・31
豊居35	J A福岡京築デイサービス「さくらんぼ」	豊前市大字薬師寺70-1	R2・11・30
豊居36	J A福岡京築ヘルパーステーション「さくらんぼ」	豊前市大字薬師寺70-1	R2・11・30
筑紫居23	ツクイ筑紫野	筑紫野市原田八丁目4-3	R2・9・30
筑紫居25	ツクイ筑紫野	筑紫野市原田八丁目4-3	R2・9・30
宰居76	さくらデイサービスむさし	太宰府市朱雀二丁目1-34	R2・1・31
粕居122	まりも小規模デイサービス	糟屋郡新宮町緑ケ浜二丁目12-14	H31・3・31
宮居44	デイサービスセンターわきたの里	宮若市脇田805	H31・4・1
宮支17	ケアプランサービスココロの樹	宮若市竹原389-1	R1・7・31
み居52	シルバーサポートにしだ	みやま市山川町尾野1769-1	R3・1・31

福岡県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大居310	白川病院訪問看護ステーション	大牟田市上白川町一丁目146	大牟田市大字久福木82-1	R2・11・1
飯居347	訪問看護ステーション悠	飯塚市楽市139-1	飯塚市秋松347-7	R2・12・31
直支3	直方市社協ケアプランサービス	直方市大字山部字側筒谷616番地145	直方市津田町7番35号	R1・9・6
直居4	直方市社協ホームヘルプサービス	直方市大字山部字側筒谷616-145	直方市津田町7番35号	R1・9・6
宰居30	ケアサービスどんぐり	太宰府市朱雀四丁目6-11コーポ杉201	太宰府市五条四丁目4-30 Mビル205号	R3・2・1
京居145	はーとふるヘルパーステーション	京都郡苅田町若久町二丁目18-3	行橋市南泉一丁目24番7号	R1・6・1

福岡県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	久留米小郡線	前	久留米市通町350番1先から 久留米市東櫛原町212番1先まで	5.6 ～ 61.0	1,381.4	うち一般国道210号重用延長270メートル
			前	久留米市諏訪野町1番9先から 久留米市東櫛原町212番1先まで	19.7 ～ 48.7	1,625.9	
			後	久留米市通町350番1先から 久留米市東櫛原町212番1先まで	5.6 ～ 61.0	1,381.4	うち一般国道210号重用延長270メートル
			後	久留米市諏訪野町1番10先から 久留米市東櫛原町212番1先まで	19.7 ～ 47.9	1,625.9	

福岡県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域

久留米	一般国道	322号	久留米市諏訪野町2774番1先から 久留米市諏訪野町2773番6先まで
-----	------	------	--

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 3 月 19 日

福岡県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年10月福岡県告示第1621号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	高山川線	前	みやま市高田町今福1091番1先から みやま市高田町今福1024番先まで	11.4 ～ 15.3	240.8
			後	みやま市高田町今福1127番1先から みやま市高田町今福1024番先まで	11.4 ～ 16.5	344.5

福岡県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

八女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村北矢部7908番1先から 八女市矢部村北矢部7922番2先まで	4.8 ～ 11.7	1,122.8
			前	八女市矢部村北矢部7908番1先から 八女市矢部村北矢部9260番2先まで	10.0 ～ 36.0	1,002.0
			後	八女市矢部村北矢部7908番1先から 八女市矢部村北矢部7922番2先まで	4.8 ～ 43.4	1,122.8
			後	八女市矢部村北矢部7908番1先から 八女市矢部村北矢部9260番2先まで	10.0 ～ 51.0	1,002.0

福岡県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第218号朝倉筑前都市計画事業計画夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条2項の規定において準用する同法62条第1の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月15日から令和8年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（国有林を除く。）で定めるところによる。

昭和53年3月福岡県告示第454号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

サージカルマスク 6,630,000枚

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和3年1月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
キンパイ商事株式会社福岡支店

(2) 住所
福岡市博多区東比恵二丁目2番26号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
26,108,940円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量
ニトリル製手袋 1,437,500双

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年1月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
ナイスインターナショナル株式会社

(2) 住所
糟屋郡宇美町平和一丁目15番地12号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
31,625,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量
ニトリル製手袋 1,437,500双

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和3年1月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名

WINホールディングス株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前四丁目4-21グリーンビル3F

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,602,125円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

ニトリル製手袋 1,437,500双

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年1月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

メディカルコンサルタンツジャパン合同会社

(2) 住所

福岡市中央区大名一丁目9番21号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

ニトリル製手袋 1,437,500双

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年1月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社NEWTRAL

(2) 住所

東京都港区三田三丁目2-8 箕浦ビル5F

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,531,250円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
ニトリル製手袋 1,437,500双
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年1月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社ムトウ 福岡事業本部
 - (2) 住所
福岡市博多区千代四丁目29番27号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
42,693,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
ニトリル製手袋 1,437,500双
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年1月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社そごう・西武 西日本商事部
 - (2) 住所
大阪府大阪市中央区瓦町四丁目2番14号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,702,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
ニトリル製手袋 1,437,500双
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年1月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
鴻池運輸株式会社 国際物流関西支店
 - (2) 住所
大阪府大阪市港区築港二丁目1-23
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
49,335,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
ニトリル製手袋 1,437,500双
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年1月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
AAAプロス株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅南五丁目26-18
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
50,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市須玖南五丁目184番1、184番3、184番4並びにこれらの区域内の道路であ

る市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

春日市須玖南三丁目33番地

株式会社タケスエ

代表取締役 武末 隆義

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字津波黒字極楽111番30及び111番77から111番81まで並びに大字高田字生ヶ谷478番2、478番11及び478番12並びに字大谷498番、499番2、499番6から499番8まで、502番2及び502番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区西新橋二丁目11番8号

篠栗開発特定目的会社

取締役 小形 聡

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年3月24日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和4年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、令和3年3月24日（水曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年4月15日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

この公告の日から令和3年4月14日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年4月14日(水曜日)午後5時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政6号会議室(地下1階)
- (2) 日時
令和3年4月15日(木曜日) 午前10時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に13,013,700(令和2年5月から令和3年3月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(令和3年7月から令和4年5月までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は

- 入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。)
- (2) 契約保証金
契約金額(この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に13,013,700(令和2年5月から令和3年3月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(令和3年7月から令和4年5月までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。)
- 13 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender : 5 : 00 p.m. on April 14, 2021
- (3) Contact Point for the Notice : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
運転者管理業務用端末装置等機器賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であつて、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであつて、当該届出の

義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年3月22日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

運転者管理業務用端末装置等機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年10月1日から令和6年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年4月14日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和3年3月5日（金曜日）から令和3年4月13日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年4月14日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
令和3年4月15日（木曜日）午後2時00分

- 11 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of this contract matter
A lease contract for terminal computers and their peripheral devices for management of motor vehicles drivers
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on April 14, 2021
- (3) Division to where inquires about this Notice of Tender should be made
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字上巻字畑中298番5、298番7並びに字七田232番、239番4及び239番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大川市大字北古賀131
増田 吉弘

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三井郡床島堰土地改良区	令和3年2月22日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市西浜武字吉田999番1、999番6、1000番1、1001番1、1001番2、1001番4、1001番5、1006番1及び1007番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市西浜武500番地の1

有明技研株式会社

代表取締役 大曲 和彦

公告

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則案について、令和2年10月20日から令和2年11月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年2月26日に公布しました。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則（平成29年福岡県規則第5号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）、食品表示法の一部を改正する法律（平成30年法律第97号）及び福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和2年福岡県条例第14号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年2月26日

公告

令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 受験資格

二級建築士試験にあっては令和3年7月4日現在、木造建築士試験にあっては令和3年7月11日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
- (3) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

- ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに令和元年及び令和2年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。
- ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和3年7月4日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市東区和白東3-30-1 福岡工業大学 福岡市博多区博多駅南1-8-31 九州ビル
設計製図の試験	令和3年9月12日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学 福岡市博多区博多駅南1-8-31 九州ビル

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所

学科の試験	令和3年7月11日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市早良区西新6-2-29 西南学院大学
設計製図の試験	令和3年10月10日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区和白3-30-1 福岡工業大学

3 受験の申込手続

原則としてインターネットによる受験申込のみとする。詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）を確認すること。

受付期間	受付時間
令和3年4月1日（木曜日）～同月15日（木曜日）	受付開始日の午前10時00分～受付終了日の午後4時00分

インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、別途受付方法を案内するので、令和3年4月7日（水曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）まで問い合わせること。

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者は令和3年8月24日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者は同年9月7日（火曜日）頃、最終合格者は同年12月2日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東二丁目9-1）及び公益社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東三丁目14-18）の事務所に掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 契約の名称
カラープリンタ複合機印刷サービス単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 3 年 2 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
扇精光ソリューションズ株式会社福岡支店
 - (2) 住所
福岡市南区塩原一丁目 28 番 30 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
86,708,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 2 年 12 月 25 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 契約の名称
耐刃防護用具ほか購入契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 3 年 1 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社イルカ名古屋支店
 - (2) 住所
愛知県名古屋市東区代官町 34-12 JBビル 2 F
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,340,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 2 年 12 月 4 日

公告

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第 69 条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（6）第12966号	株式会社総合住建 代表者 山崎 祥生	福岡市中央区港2-12-4-1 F

2 聴聞期日及び場所

令和3年3月15日（月）午後1時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年3月5日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（1）第18548号	ヒルズホーム株式会社 代表者 石尾 賢一	福岡市中央区笹丘2-24-32 アーバンコート笹丘303号

2 聴聞期日及び場所

令和3年3月15日（月）午後3時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第19号

福岡県知事選挙が令和3年4月11日に執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年3月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

1 登録の基準日 令和3年3月24日

ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、令和3年4月11日をもって算定するものとする。

2 登録日 令和3年3月24日

福岡県選挙管理委員会告示第20号

福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区、久留米市及び八女市・八女郡の各選挙区）が令和3年4月11日に執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年3月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

- 1 登録の基準日 令和3年4月1日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、令和3年4月11日をもって算定するものとする。
- 2 登録日 令和3年4月1日

福岡県選挙管理委員会告示第21号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者一人当たりの政見放送の回数を、次のとおり定めた。

令和3年3月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

1 テレビジョン放送

基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ西日本	2
株式会社TVQ九州放送	1

2 ラジオ放送

基幹放送事業者名	回数
RKB毎日放送株式会社	1

福岡県選挙管理委員会告示第22号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における政見放送において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を、次のとおり定めた。

令和3年3月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者

日本放送協会福岡放送局

株式会社テレビ西日本

雑 報**福岡県障がい者施策審議会公告**

福岡県障がい者長期計画及び福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）の策定に係る答申（案）に関して、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月5日

福岡県障がい者施策審議会
会長 門田 光司

1 意見募集の結果

福岡県障がい者長期計画及び福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）の策定に係る答申（案）

提出された意見の総数 0件

2 答申の要旨

福岡県障がい者長期計画及び福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）の策定（答申）

(1) 福岡県障がい者長期計画（骨子）

第1章 総論

第1節 計画の概要

第2節 障がいのある人の状況

第3節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況

第4節 福岡県障がい者実態調査の結果

第2章 各論

施策体系

第1節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 権利擁護の推進、虐待の防止

第2節 安全・安心な生活基盤の整備

- 1 福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり
- 2 住宅の確保
- 3 移動しやすい環境の整備等
- 4 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

第3節 情報化の促進と意思疎通支援の充実

- 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 2 情報提供の充実等
- 3 意思疎通支援の充実
- 4 行政情報のアクセシビリティの向上

第4節 防災、防犯、消費者保護の推進

- 1 防災対策の推進
- 2 防犯対策の推進
- 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 1 意思決定支援の推進
- 2 相談支援体制の構築
- 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- 4 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 5 障がい福祉サービスの質の向上等
- 6 福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等
- 7 障がい福祉を支える人材の養成・確保
- 8 研修体制の充実

第6節 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実

- 1 保健・医療サービスの充実
- 2 重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実
- 3 発達障がい児者の支援の充実
- 4 精神保健福祉施策の充実
- 5 難病に関する保健・医療施策の推進

6 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

第7節 行政等における配慮の充実

- 1 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等
- 4 資格に関する配慮等

第8節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

- 1 総合的な就労支援
- 2 経済的自立の支援
- 3 障がい者雇用の促進
- 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5 障がい者施設における就労支援の充実・強化

第9節 教育の充実

- 1 インクルーシブ教育システムの推進
- 2 教育環境の整備
- 3 高等教育における障がいのある学生の支援の推進
- 4 生涯を通じた多様な学習活動の充実

第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- 2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競技力向上

第3章 施策の円滑な推進

第1節 連携・協力の確保

第2節 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

別表 成果目標

- (2) 福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）（骨子）

第1章 総論

第1節 計画の概要

第2節 福岡県障がい者福祉計画（第4期）・福岡県障がい児福祉計画（第1期）の進捗状況

第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

第5節 発達障がいのある人等に対する支援

第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上

第7節 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第8節 県の実施する地域生活支援事業

第9節 収入水準向上のための計画

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保

第2節 進捗状況の管理及び評価

※ 知事への答申の詳細につきましては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。